大阪府の出資法人等への関与事項等を定める条例第8条の規定による 各法人における役員報酬等公表の状況

	法人の 種別	法人名	報酬	退職金	財務諸表	備考
1	指定	(公財) 大阪国際平和センター	公表	支給なし	公表	
2	指定	(株) 大阪国際会議場	公表	支給なし	公表	
3	指定	(公財)大阪府国際交流財団	公表	支給なし	公表	
4	指定	(公財) 大阪府保健医療財団	公表	支給なし	公表	
5	指定	(公財) 大阪産業局	公表	支給なし	公表	
6	指定	(公財) 西成労働福祉センター	公表	支給なし	公表	
7	指定	大阪信用保証協会	公表	支給なし	公表	
8	指定	(一財) 大阪府みどり公社	公表	支給なし	公表	
9	指定	(株) 大阪鶴見フラワーセンター	公表	支給なし	公表	
10	指定	(公財)大阪府漁業振興基金	公表	支給なし	公表	
11	指定	(公財) 大阪府都市整備推進センター	公表	支給なし	公表	
12	指定	大阪府道路公社	公表	支給なし	公表	
13	指定	大阪モノレール(株)	公表	支給なし	公表	
14	指定	大阪外環状鉄道 (株)	公表	支給なし	公表	
15	指定	大阪府土地開発公社	公表	支給なし	公表	
16	指定	大阪府住宅供給公社	公表	支給なし	公表	
17	指定	堺泉北埠頭 (株)	公表	支給なし	公表	
18	指定	(公財) 大阪府文化財センター	公表	支給なし	公表	
19	指定	(公財)大阪府育英会	公表	支給なし	公表	
20	その他	(公大)大阪	公表	公表	公表	
21	その他	(一財) 救急振興財団	公表	支給なし	公表	
22	その他	(公財) 関西文化学術研究都市推進機構	支給なし	支給なし	公表	
23	その他	関西国際空港土地保有(株)	支給なし	支給なし	公表	
24	その他	(一財) 大阪府男女共同参画推進財団	公表	支給なし	公表	
25	その他	(公財) 大阪観光局	公表	支給なし	公表	
26	その他	(一財) 大阪府地域福祉推進財団	公表	支給なし	公表	
27	その他	(公財) 大阪府生活衛生営業指導センター	支給なし	支給なし	公表	
28	その他	(地独) 大阪健康安全基盤研究所	公表	支給なし	公表	
29	その他	(地独) 大阪府立病院機構	公表	支給なし	公表	
30	その他	(公財) 千里ライフサイエンス振興財団	公表	支給なし	公表	
31	その他	(一財) 大阪府地域支援人権金融公社	公表	支給なし	公表	
32	その他	(地独) 大阪産業技術研究所	公表	支給なし	公表	
33	その他	(公財) 大阪みどりのトラスト協会	公表	支給なし	公表	
34	その他	大阪湾広域臨海環境整備センター	公表	支給なし	公表	

35	その他	(地独) 大阪府立環境農林水産総合研究所	公表	支給なし	公表	
36	その他	関西高速鉄道 (株)	公表	支給なし	公表	
37	その他	(一財) 大阪建築防災センター	公表	支給なし	公表	
38	その他	(一財) 建設業情報管理センター	公表	支給なし	公表	
39	その他	(公財)大阪府スポーツ協会	支給なし	支給なし	公表	
40	その他	(一財) 大阪国際児童文学振興財団	公表	支給なし	公表	
41	その他	(公財) 大阪府暴力追放推進センター	支給なし	支給なし	公表	

(令和7年9月末日現在)

※法人の種別

◆指定:指定出資法人

指定出資法人とは、大阪府の出資法人等への関与事項等を定める条例に規定する法人を定める規則第1条及び第2条で定める法人で、その基準は以下のとおり。

(1) 府が「大阪府の出資法人等への関与事項等を定める条例」第二条第一項に規定する資本金等の二分の一以上を出資又は出捐する法人

ただし、次の①、②及び③に掲げる支援を受けることなく、事業を展開することが可能である等の理由により、知事が指定するもの(自立化法人)を除く

- ① 府職員の常勤役員(監事、監査役は除く。以下同じ。)への就任又は職員としての派遣
- ② 府退職者の常勤役員への就任(公募により府退職者が常勤役員に就任した場合を除く。)
- ③ 府からの補助金、委託料(非公募により府から指定管理者としての指定を受けている、又は競争性のない随意契約により府からの委託事業を受託している場合の委託料に限る。以下同じ。)、貸付け、損失補償(グループファイナンスに対する損失補償を除く。以下同じ。)又は債務保証
- (2) 府が資本金等の四分の一以上二分の一未満を出資又は出捐し、かつ府の出資割合が最も大きい法人のうち、次に掲げるいずれかの基準に該当するもの
 - ア 府職員又は府退職者が常勤役員に就任する法人(公募により府退職者が常勤役員に就任した場合を除く。)
 - イ 府からの補助金、委託料、その他の財政的支援(分担金、負担金等)による収入が、法人の経常収益又は売上高の おおむね二分の一以上の法人
 - ウ 資金調達にあたり、府が貸付けを行っている法人
 - エ 財政再建プログラム等、府の行財政計画で示された法人の見直しの方向性が実施に至っておらず、特に指導調整の 必要があると認められる法人
- (3) 府の実質的な出資又は出捐(府の出資金又は出捐金と、既に解散した府出資法人から承継した資本金等に対する府の出資金又は出捐金との合計額をいう。)の割合が二分の一以上の法人又は四分の一以上二分の一未満の法人であり、かつ第2号の基準に該当するもの
- (4) 前3号以外の法人で、府が損失補償を行っているもの

◆その他:その他の出資法人

資本金、基本金その他これらに準ずるものの府の出資割合が3%以上である法人のうち、各年度において次のいずれかに 該当する法人。

- (1) 府と府の事務又は事業に係る委託に関する随意契約(公募に応じ、又は指名を受けた者に対し企画、技術等の提案を求めて契約の相手方を選定するものを除く。)を締結し、若しくは締結する予定であり、又は府から当該契約に係る支払いを受け、若しくは受ける予定であること。
- (2) 府が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を行い、又は行う予定であること。